

NO.185

(平成27年4月1日発行) 島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉 保護司総数 487 J 保護観察事件 159件 生活環境の調整事件 246件 (27.3.1 現在)



新川桜土 (出雲地区 勝島徹正保護司



少年矯正の新しい時代に向けて

松江少年鑑別所長 吉田里日

平成26年4月に松江に参りまして、早一年近くが 経とうとしています。この間、当所への見学や、保 護司研修の講義でお会いした方々を接点として島根 県の保護司の皆様方とかかわる機会を持ちました。 そこでは少年鑑別所業務の概要についてご説明した ほか、少年矯正にとって今年一番のトピックになる に違いない、新しい少年院法と少年鑑別所法につい ても話題にいたしました。どちらも今年の6月1日 を施行予定日としており、現在少年矯正を挙げて準 備に取り組んでいるところです。

新しい法律には、少年の権利・義務、職員の権限 の明確化、不服申立制度の充実、第三者委員会の導 入、といった、現代の矯正施設の運営に必要な規定 が盛り込まれているほか、少年院では、「社会復帰支 援」が、少年鑑別所では「地域における非行・犯罪 の防止に関する援助」が業務として明文化されまし た。いずれも更生保護との関係性をより密なものに していくことが期待される分野です。

当所と保護司の皆様方とが具体的にかかわる場面 は、保護司さんが担当している少年が当所に収容さ れた場合や、当所で鑑別をした少年が保護観察処分 となって保護司さんのお世話になるという場合があ るかと思います。前者については、悔しいお気持ち があろうかと思いますが、できれば面会にいらして、 直接少年と話をしてみてください。きっちりしかった 後で励ましていただくことは、少年のその後にインパ クトを持つでしょう。後者においては、ぜひ、地区 の保護観察官を通じて、鑑別で明らかになった少年 の性格の特徴や問題点、示された処遇の方針を知っ てください。より効果的な処遇のお役に立てると信 じています。また、問題性を見極めるのが難しい少 年の鑑別も保護観察所経由でお受けいたします。対 象少年をはさんだやり取りが必要な時気軽にできる、 そんな位置に新しい少年矯正が立てるといいなと思っ ておりますので、今後ともよろしくお願いします。

着任のごあいさつ



所 長 國府 実

このたび松江保護観察所長を命ぜられ着 任いたしました。

私は、平成18年に更生保護振興課長として御当地に1年間勤務し、皆様には大変お世話になりました。少しでも御恩返しがで

きますよう島根県の更生保護の発展に向け、職務に精励したく思っています。

さて、刑務所出所者等の再犯防止対策は政府の重要な取 組課題の一つであり、出所者等の「仕事」と「居場所」を 確保することが、再犯防止のカギとなっています。

立ち直ろうとする人たちに必要なことは、安定した生活 基盤を作ることです。更生保護には、必要とする支援を受けられる機関・団体へつないでいく役割もあります。そのため、地方自治体、医療、福祉、労働、企業主等々、様々な方面の方と連携していく仕組みを作っていかなければなりません。また、さらに広く更生保護を知っていただくことも重要です。

地域を愛する皆様とともに、微力ではありますが、更生 保護の充実に向けて取組んでまいりたいと思いますので、 御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



統括保護観察官 細木 直久

はじめまして。細木直久と申します。 このたび鳥取保護観察所から転任してま いりました。近畿地方ばかり勤務していま したが、2年前に鳥取勤務となり、松江保 護観察所は鳥取に続いての山陰での勤務と

なります。

島根県の東部が私のルーツの地でありますが、島根県で生活をしたことはなく、初めての勤務となります。どのような自然、どのようなお人柄の方々と一緒に力を合わせて仕事をさせていただけるのか、大変に楽しみしております。

微力ではございますが、全力を挙げて島根県の更生保護 に取り組んでまいりますので、なにとぞよろしくお願い申 し上げます。



保護観察官 徳光 伸之

岡山保護観察所から転任してまいりま した。

出身は和歌山ですが、現在は岡山市に居 を構えています。

この度、縁あって初めて島根で勤務させていただくことになりました。

これまで、いくつかの観光地を訪れただけで、全く知らないと言ってもいい地で勤務できることを楽しみにしています。

まだまだ、保護観察官として未熟ですが、精一杯努めて まいりますので、ご指導のほどよろしくお願いします。



保護観察官 糸田 隆

このたびの春の人事異動により中国地方 更生保護委員会より転入してまいりました。 保護観察官としての勤務は松江保護観察所 が初めてとなります。豊かな自然に恵まれ た島根県で、初めての保護観察官業務がで

きること、大変楽しみにしております。その一方で、新たな業務に大きな不安も感じておりますが、保護司さんをはじめとする島根県の更生保護に関わっている方々が少しでも活動しやすくなるよう、全力で業務に精進する所存ですので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。



法務事務官 中村 友香

4月から松江保護観察所で勤務させて頂くことになりました。私の出身は日本海の近い兵庫県北部です。島根県とはスキー場や温泉が有名なところや、雪や雨の降る気候など似ているところが多く、親近感を

持っています。

社会人1年目で、しっかりやっていけるか不安ですが高校時代から目指していた更生に携わる仕事ができることを大変嬉しく思っています。初心を忘れずに自分から様々なことに挑戦していこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

転任のごあいさつ

松江を離れるにあたって

松江保護観察所長 中村 明英

平成25年4月ご縁に導かれるように島根県松江市に来ましたが、それから2年の間には、出雲大社の大遷宮と、その翌年には出雲大社の宮司の家系である千家国麿さんと高円宮典子さんのご婚礼、さらにテニスの錦織圭選手の活躍、隠岐のジオパーク認定など慶事が続きました。

島根の更生保護も、更生保護施設「しらふじ」の全面改築、江津市での中国管内のBBS大会、安来市での更生保護大会など大きな行事があり、それぞれ成功裡に終えることができました。これも保護司さんや更生保護女性会、BBS会、しらぶじの役職員や観察協会など更生保護に関係する皆様のご支援やご協力があってのことと退職者2名、転任者3名を代表して感謝申し上げます。

皆様方には、これもご縁と温かく人を受け入れる島根の心を出雲大社を大切にしてきたように次の世代に伝えていただきますようお願い申し上げ、離任の言葉に代えさせていただきます。



貝 登志子(退職)

石 倉 剛(退職)

深

中 村 明 英 (高松保護観察所所長)

吉 山 晃 宏(法務省保護局)

山 本 優 (中国地方更生保護委員会)

	7	成2	?7年月	度松:	保護観察所職員一覧表				
							(平成2	27年 4	月1日付
所 長	或	府		実	保護観察官	徳	光	伸	之
【企画調整課】					"	延	廣	隆	範
課長	西	江	尚	人	"	\equiv	好		誓
主任保護観察官	須	山	斉	司	"	糸	田		隆
会計係長	井	田	高	志	事務補佐員	今	西	弓	枝
法務事務官	中	村	友	香	生活環境調整補助員	行	弘	仁	美
事務補佐員	門	脇	由	理	【社会復帰調整官室】				
被害者担当保護司	仲	田	彰	仁	室 長	細	木	直	久
"	別	所	みさ	子	社会復帰調整官	原			敬
【処遇部門】					"	内	田	陽	祐
統括保護観察官	細	木	直	久	社会復帰調整員	飛		由	美
									1

平成27年度春の人事異動について

【転	14	者】
1 半ム	ш	19

(平成27年3月31日付)

統括保護観察官

深貝登志子

(退職) 石倉

保護観察官

剛 (退職)

(平成27年4月1日付)

所 長 中村 明英

(高松保護観察所所長へ)

保護観察官

吉山 晃宏 (法務省保護局へ)

法務事務官

山本 優 (中国地方更生保護委員会へ)

【転入者】

(平成27年4月1日付)

所 長 國府 実

統括保護観察官

細木 直久

(大阪保護観察所堺支部長から)

(鳥取保護観察所統括保護観察官から)

保護観察官

徳光 伸之

(岡山保護観察所保護観察官から)

保護観察官

田米 (中国地方更生保護委員会法務事務官から)

法務事務官

中村 友香

(新規採用)

〈平成27年度業務重点事項〉

松江保護観察所

- 1 再犯防止に向けた取組の充実強化
- (1) 保護観察処遇等における再犯防止のための諸 施策について、その効果を検証しながら、処遇 の更なる充実強化を図る。
- (2) 社会貢献活動を計画的かつ効果的に実施する。
- (3) 協力雇用主に対する物心両面の支援を推進す るとともに、就労支援策の着実な実施を図る。
- (4) 更生保護施設への適切な委託を促進する。
- (5) 自立準備ホームを効果的に活用する。
- (6) 矯正施設収容中の者に対し、的確な調査及び 積極的かつ計画的な生活環境の調整を行う。
- (7) 高齢又は障がいにより福祉等の支援が必要な 者に対する関係機関と連携した取組を一層推進 する。
- (8) 「社会を明るくする運動」などあらゆる機会を とらえて広報活動を強化し、更生保護が地域社 会の安全・安心に寄与する活動であることにつ いて、国民の理解と協力を得る。
- 2 保護司制度の基盤整備の推進
- (1) 保護司候補者の安定的確保と保護司の育成を

推進する。

- (2) 保護司組織の円滑な運営を支援する。
- 3 更生保護における犯罪被害者等施策の推進
 - (1) 関係機関・団体等との連携強化により施策の 適切な運用ときめ細やかな支援を図る。

関係機関・団体が開催する会議等に積極的に 参加するとともに、それら機関や団体が行う事 業や行事に参画することで関係を深める。

- (2) 被害者担当官の計画的かつ効果的な育成及び 更生保護における被害者等への配慮の重要性に 関する全庁的な理解の増進のための組織的取組 を進める。
- 4 医療観察対象者の円滑な地域生活への移行と定 着の促進
 - (1) 計画的かつ積極的な生活環境の調整を実施し、 円滑な地域社会への移行を促進する。
 - (2) 地方公共団体や障がい福祉サービス事業者等 との連携強化を図るとともに、医療観察制度に 協力する新たな機関・団体を開拓する。

平成27年度保護司研修計画表

松江保護観察所

保護司の研修については、『保護司研修要綱』に種類が定められていますが、松江保護観察所としては26年度に引き続いて、講義のほか、参加型の研修を行う。

(1)新任保護司研修(前期·後期)

前期においては、保護司の使命、役割、身分その 他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習 得を図る。

後期では、先輩保護司との座談会とコミュニケー ション・面接技法について体験してもらう。

(2) 処遇基礎力強化研修

保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の 実務の具体的履修、保護司会活動についての理解 促進を図る。そのためサポートセンターの活動報 告や更生保護施設職員による講義も取り入れる。

(3) 指導力強化研修

保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術 の伸長並びに保護司会活動を行う上での必要な知 識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等 において、中核的な役割を担うための指導力を身 につける。

インシデントプロセス法による事例検討を行う。

(4) 地域別定例研修

実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を 図り、又は各地域において当面する問題の解決に 資する。

(5) 特别研修

処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関す

る専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強する。

平成27年度に保護観察所で開催される保護司研修の 日程(予定)は次のとおりです。

- (2) 新任保護司研修(後期) 平成27年11月6日(金)
- (3) 処遇基礎力強化研修(第1次研修)

平成27年9月2日(水)

(4) 指導力強化研修(第2次研修)

平成27年10月7日(水)

- (5) 特別研修(駐在、連絡、指定交通他) 平成27年6月頃
- (6) 社会貢献活動担当保護司研修 平成27年10月頃

平成27年度地域別定例研修テーマは次のとおりです。

1期 就労支援について

2期 少年対象者処遇について

3期 事例検討(処遇困難対象者への対応)

4期 薬物事犯者処遇について

平成27年度地区担当官及び定期駐在実施計画表

松江保護観察所

地	区	保護領	規察官	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	定期駐在場所
松江	C 1	徳光	伸之		保護観察所において実施								松江保護観察所			
松江	12	延廣	隆範		保護観察所において実施								松江保護観察所			
安	来	糸田	隆		事務局と協議の上、往訪により対応する											
雲	南	井田	高志		個別に対応する											
112	uli as	结业	M1 -10		27				28			21				出雲サポートセンター
出	雲	徳光	伸之				13									平田コミュニティセンター
大	田	糸田	隆	個別に対応する												
邑	智	三好	誓	地域別定例研修日に実施									悠邑ふるさと会館			
浜	田	延廣	隆範	調整中												
益	田	糸田	隆	地域別定例研修日の翌日に実施									益田市総合福祉センター			
隠	岐	延廣	隆範	地域別定例研修日の前日又は翌日に実施									隠岐島文化会館			
しら	ふじ	三好	誓	毎月1回実施								しらふじ(旧島根更生保護会)				

- (注) 1 実施日及び場所は、都合により変更する場合があります。
 - 2 浜田地区及び益田地区は、計画以外に臨時に実施する場合があります。
 - 3 松江1 (1, 2, 3, 8, 9班) 松江2 (4, 5, 6, 7, 10, 11班)

平成27年度事業計画

島根県保護司会連合会

基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察 所をはじめ関係機関・団体との密接な連携のもと に、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の 充実・強化を目指すことにより、更生保護事業の 伸展に寄与する。

1 保護司研修等の実施

- (1) 保護観察所と共催して各種研修、協議会を 開催し、保護司としての使命と職務遂行に必 要な資質の向上に努める。
- (2) 保護観察所の行う地域別定例研修の資料作成を支援・援助する。
- 2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及
 - (1) 地方公共団体の行政に積極的に働きかけ、 犯罪予防活動の推進、更生保護思想の普及に 努める。
 - (2) 教育委員会、学校等教育機関との連携を密 にすることにより非行・犯罪予防活動を積極 的に推進し、地域社会の浄化に努める。
 - (3) 第64回 "社会を明るくする運動" 島根県推進委員会の中核として、効果的な運動を行う。
 - (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行、保 護司及び関係機関・団体等に配布し更生保護 事業の浸透を図る。
- 3 関係機関・団体等との連携強化
- (1) 更生保護法人島根県保護観察協会との連携 を密にし、更生保護事業の伸展を図る。

- (2) 更生保護法人しらふじと相互に連携し、必要な支援に努める。
- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携し、 犯罪予防活動の一層の活性化を推進する。
- (4) 島根県BBS連盟と相互に連携し、組織の 拡大に努めると共にその活性化を支援する。
- (5) 島根県協力事業主会及びNPO法人島根県 就労支援事業者機構と相互に連携し、保護観 察対象者の就労支援に寄与する。
- (6) 更生保護関係団体との有機的な連携を図る ため、積極的に県下の関係機関・団体との連 絡調整を図る。

4 顕彰式典の開催

(1) 関係機関・団体と共催して平成27年度「島根県更生保護関係事業者顕彰式典」を開催し、功労者の功績の顕彰を行うことにより更生保護事業の充実・発展を期する。

5 敬弔の実施

(1) 島根県保護司会連合会敬弔規定に基づき、保護司の慶弔を行う。

6 退任者功労保護司の優遇

(1) 島根県功労保護司優遇規定に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

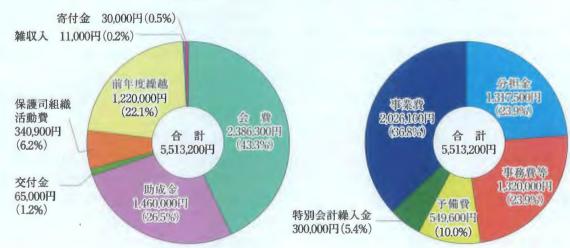
7 その他

(1) 本連合会の目的達成のため、必要に応じて、その他の事業を実施する。

平成27年度収支予算

収 入

支出



第64回"社会を明るくする運動"作文コンテスト推薦作品 「全国小学校長会連合会長賞」

大切な居場所とあたたかい言葉づかい

原 田 祥 希(松江市立城北小学校6年)

ぼくが「明るい社会」をイメージした時、真っ 先に思い浮かぶのは、笑顔の家族やあたたかい家 庭です。

ぼくは、お兄さんとよくけんかをしたり、お母さんにしょっ中怒られていますが、それでも、僕にとって家は、学校が終わったら、真っ先に帰りたくなる、とても大事で、心が休まる場所です。

毎日のように、テレビや新聞で、いじめや未成 年による殺人事件などの悲しいニュースをよく目 にします。そういう事件が起こると、専門家やコ メンテーターの人は、犯罪を起こしてしまう少年 少女には、どこにも居場所がなかったのではない でしょうか、といったコメントをしていますが、 ぼくもそう思っています。僕は家に居場所があり ます。それはお母さんが話を聞いてくれるからで す。ぼくのお母さんは、ぼくが悪いことをして も、とりあえず最後まで話を聞いてくれます。聞 いてくれた後、ぼくがやったことに対してしから れる時も大いにあるけれど、しっかり聞いてくれ るから、やっぱりすっきりします。お母さんだけ でなく、家族で話す時もあるし、お父さんの意見 を聞く時もあります。家族で話したり、聞いたり していると、とても楽になります。ぼくにとって は、たまたま家が大事な居場所で、家族との会話 に救われるけれど、それが学校であっても、友達 であってもどこでもいいと思います。会話がある と、犯罪をおかそうとしている人が思いとどまっ たり、周りの人が気づくこともあると思います。 一人でも多くの人に、自分の居場所があると明る い社会に近づけるのではないか、と思います。

また、お母さんや家族との会話の中で、ぼくがよく注意されたり、アドバイスを受けることの一つに、言葉づかいがあります。言葉づかいといっても、単に乱暴な言葉づかいを注意されるのではなく、人に何かものをたのむ時のたのみ方であったり、何かをしてもらった時のお礼の言葉についてです。僕の友達の中の一人に、悪気はないのだろうけど、何でも命令口調の友達がいます。命令口調で言われても、あまり良い気はしないし、素直に従う気持ちにもなれません。しかし、もしこれがお願いされる言い方だったら、悪い気持ちに



もならないと思います。周りの人をいやな思いに させる言い方やおこらせる言い方は、大人の人で もよくトラブルになる原因だと聞いたことがあり ます。言い方一つ変えるだけで、とてもおだやか な気持ちや素直な気持ちになることができるので、 ぼくもそのような言い方ができるよう、日々努力 しようと思います。また、おだやかな言い方をす ると、相手の人もおだやかに答えてくれるので、 何かをしてもらったりした時、そこに感謝の気持 ちと感謝の言葉が生まれます。例えば「そこの本 を取ってもらえますか。」と、ていねいに言われれ ば、「いいですよ。はい、どうぞ。」と続き、「どう もありがとう。」という感謝の言葉で終わります。 みんながいやな気持ちにならないし、むしろ気持 ちよく感じると思います。言葉づかいという誰に でも関係する身近なことから、明るい社会を想像 できます。感謝の言葉には、笑顔があり、あたた かさがあるので、実際想像だけでなく、明るい社 会に近づくこともできると思います。

人と人との会話であったり、思いやりのある言葉づかいは、とても身近なことです。でもそのような身近なことだからこそ、難しく、ないがしろにされる部分なのかもしれません。しかし、社会をつくっていく上で、一番大切で、基本的なことだと思います。

あたたかい居場所があって、人を思いやる言葉を使える社会は、明るいし、犯罪は多くないと思います。ぼくは、ぼくの大切な居場所「家族」に感謝して、友達や先生、僕を取りまく全ての人に、あたたかい言葉を使えるよう、これからもがんばりたいと思います。

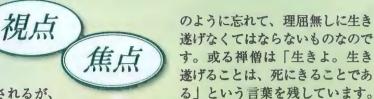
鳥は飛ばねばならぬ

安来地区保護司会 池 上 幸 秀

人は、孤独感や寂寥感からは解放されるが、「孤立」すると自分以外の社会的関係を断絶し、やがて自死を遂げるといいます。「あの人はああいう人なんだ。ああいう生き方なんだ。」と傍観者になることが「孤立」を手助けしています。人の孤立を防ごうと立ち向かうためには、相当大きなエネルギーが要ります。

今年も能義平野から白鳥たちが北へ帰って行きました。詩人坂村真民さんの『鳥は飛ばねばならぬ』という詩を思い出しています。「一寸先は闇ではなく光であることを知らねばならぬ。鳥は飛ばねばならぬ。人は生きねばならぬ。」この詩の言葉には、人生の荒波苦海を、自分に内在する力を信じて、ひたすらに生きることの屈強な意志を呼び覚ます力が秘められています。

鳥は海の果てに島があることを本能で知って いるように、人も安息の地、悟りの地を「本能」



そもそも、人は「生きたい」という根源的な力を備えもっているのでしょうが、坂村真民さんのように、朝陽を拝み、天地自然と自己を同化し、祈る、念ずるという「行」によって「生きたい」力を増幅させることが大切なのだと思います。

近親者の死など、喪失体験の直後から三年間 くらいはマイナス感情に支配されます。しかし、 ある時、回復の兆しが現れます。それは急速に 広がりつつ心身の健康を取り戻していきます。 「人の役に立ちたい」という思いが湧き起こり、 悲しみ苦しむ人を支える立場にまわられる人が たくさんいます。悲嘆に暮れる時を大切に、受 け容れ、時が来れば、白鳥のように再び故郷の 大地を目指して飛ぶ力を自ら作り出せるのです。



「ひとすじの灯」を受け継ぎ そして明日へ

東出雲地区更生保護女性会 会長 板 倉 靖 子

東出雲地区更女は昭和34年に発足し、同48年から愛の募金活動を、51年から町内の保育園、幼稚園、小中学校へ「愛の図書代」の寄贈を続けています。毎年7月"社会を明るくする運動月間"には、60余名の会員は地域の皆様に愛の募金の協力をお願いして各戸、事業所を訪問します。集まった浄財は、子供たちの健全な成長を願い、そして心豊かに育つことを願って、町内の保育園、幼稚園、小中学校の子供たちの元へ「愛の図書券」として届けています。

40年に渡り、途絶えることなく続く地道な活動です。更女結成50周年を契機に、寄贈した図書には更女のシールを貼らせてもらっています。図書館司書の先生から、図書選定のいきさつなどを伺いながら、一冊一冊に先生と一緒にシールを貼っていきます。子供たちの読書をしている姿、読み聞かせに目を輝かせる姿を思い浮かべ、どんな感想を持つだろうと想像しながら、学校や幼稚園の図書室でひと時を過ごします。

50余年前、犯罪や非行のない社会づくりの為

に女性の立場で役に立ちたいと、当地区の更生 保護女性会を立ち上げ、人々の心に明るい愛の 種をまこうと情熱を傾けて活動を続けてこられ た、歴代の会員の皆様の熱く深い思いは、「ひ とすじの灯」と名付けられ、10年毎の記念誌に 綴ってあります。その思いは、変わることなく 現会員の活動の源になっています。そして、次 代にもバトンを渡してゆきたい願いです。



シリーズ 社会貢献活動 ~社会貢献活動実施報告~ 立ち直りを助ける社会のチカラ

1月29日、松江市津田公民館にお邪魔をして、今年初めてとなる社会貢献活動を 実施しました。参加した保護観察対象者は10代の男の子2名。そのほかに、協力者 として更生保護女性会員3名(前回はBBS会員も参加)、保護司4名(うち貢献活 動担当保護司1名)、保護観察官2名の計11名が参加しました。窓清掃など外での作 業が中心でしたが、協力者の方の声かけなどもあってか、あまり寒さを感じずに楽 しく作業が進み、一時間半の予定作業時間の中で、当初の予定以外の部分まで清掃 することができました。作業後の振り返りでは、「コミュニケーションを取りながら の作業で楽しかった」、「最後まで真面目に取り組んだ」などの感想を述べ、開始時 に決めた目標達成度も90~100点と満足していた様子でした。



サイバーセキュリティに対する注意喚起について

昨今法務省保護局から、標題について、更生保護関係者に周知を図られたい旨、連絡がありました。つきまして は、その趣旨をご理解の上、注意喚起くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。 【対策】

- 同じパスワードの使い回しは避け定期的に変更する。
- ウィルス対策ソフト・OSなどを最新の状態にする。
- 不審なメール、添付ファイル、リンクは開かず削除する。 【参考】
- サイバーセキュリティ対策…巧妙さを増すサイバー攻撃、大規模な個人情報の流出など、国民生活に影響を及 ぼすサイバーセキュリティの問題が多数報じられている。誰しもが安心して情報通信技術の恩恵を享受するため には、国民一人一人がサイバーセキュリティについての関心を高め、これからの問題に対応していく必要がある。

●平成27年度主要行事予定

5月13日(水) 社明県推進委員会

5月22日(金) 第1回地区保護司会代表者等協議会

/ 県保連理事会 / 観察協会役員会

6月1日(月) 新任保護司委嘱状伝達・研修会

9月2日(水) 保護司処遇基礎力強化研修

10月7日(水) 保護司指導力強化研修

新任保護司研修 (後期) 11月6日金

11月18日(水) 島根県更生保護関係者顕彰式典 12月1日(火) 新任保護司委嘱状伝達・研修会

3月18日金 第2回地区保護司代表者等協議会/

県保連理事会/観察協会役員会

遺族追當

故本田行憲氏の妻本田恭子様(平成26年12月20日付) 故西田良子氏のご主人西田博光様

(平成27年2月28日付)

勘

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで 哀悼の意を表します。

保護司 西田 良子 (浜田) (平成26年12月28日死亡)

保護司 大源 富夫 (江津) (平成27年1月11日死亡)

元保護司 田中 整 (雲南) (平成27年1月27日死亡)

元保護司 中尾 忠義(益田)(平成27年3月11日死亡)

(表紙写真説明)

出雲市西林木町の国道沿いにある桜並木です。

毎年お花見ができるのも、お世話をされる方々のおか げです。

初秋には彼岸花が散見され、葉桜からの木洩れ日に、 赤い花がいっそう映えます。

県保連だより

平成26年度第2回島根県保護司会連合会理事会が 平成27年3月20日(金)松江東急インにおいて開催さ れ、次の議題を審議し、承認されました。

- 1 平成26年度予算の執行状況について
- 2 平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)につ VIT
- 3 島根県更生保護大会開催報告
- 4 その他

協会の動き

平成27年3月20日(金)松江東急インにおいて、平成26 年度第2回島根保護観察協会理事会・評議員会が開催さ れ、次の課題を審議し、議決されました。

- 1 平成26年度予算執行状況について
- 平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 3 評議員の選任について 大源富夫氏から塩谷法顕氏に交代
- その他

ご支援ありがとうございました (島根保護観察協会)

敬称略

舟 越 憲 雄

中村明英 深 貝 登志子